

一関地区広域行政組合介護保険条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第27号

改正 平成20年2月19日 条例第2号
平成21年2月24日 条例第6号
平成24年3月23日 条例第3号
平成25年7月30日 条例第6号
平成27年3月24日 条例第4号
平成27年6月3日 条例第7号
平成28年5月20日 条例第6号
平成29年3月24日 条例第1号
平成30年3月23日 条例第2号
令和元年6月5日 条例第1号
令和2年3月24日 条例第2号
令和2年6月30日 条例第4号
令和3年3月23日 条例第1号
令和6年3月19日 条例第1号

(趣旨)

第1条 一関地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(介護認定審査会の委員の定数等)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第14条の規定により設置する一関地区広域行政組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、80人以内とする。

- 2 介護認定審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 法及び前3項に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(介護保険運営協議会の設置及び定数等)

第3条 介護保険の運営に被保険者等の意見を反映させるため、組合に介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(保健福祉事業)

第4条 組合は、高額介護サービス費等の資金貸付を行う。

(保険料率)

第5条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 33,600円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 43,600円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 51,000円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 66,500円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 73,900円
- (6) 次のいずれかに該当する者 88,600円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば同法第2条に規定する保護（以下「保護」という。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (7) 次のいずれかに該当する者 96,000円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

- (8) 次のいずれかに該当する者 110,800円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 125,600円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,300円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 155,100円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 169,900円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 177,300円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度か

ら令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,100円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中21,100円とあるのは、28,800円と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中21,100円とあるのは、50,600円と読み替えるものとする。

(普通徴収に係る納期)

第6条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 9月1日から同月30日まで

第3期 11月1日から同月30日まで

第4期 翌年1月1日から同月31日まで

2 前項に規定する納期によりがたい第1号被保険者に係る納期は、管理者が別に定めることができる。

(普通徴収に係る納期の特例)

第7条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額の算定は、第1号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に規定する市町村民税世帯非課税者に係る者を除く。以下同じ。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又は第5条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号まで又は第5条第1項第6号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数が生

じる場合は、これを切り捨てるものとする。

(保険料の額の通知)

第8条 保険料の額が定まったときは、管理者は、速やかにこれを第1号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

2 普通徴収に係る納入通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の保険料の額（法第139条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する保険料の額）を第6条第1項の納期（法第139条第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期）の数で除して得た額とする。ただし、納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又はその分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算する。

3 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「納付義務者」という。）は、納入通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。

(保険料の督促手数料)

第9条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(延滞金)

第10条 納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項の延滞金額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

3 管理者は、延滞金の徴収に関し、やむを得ない理由があると認めるときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(保険料の徴収猶予)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全

部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難であること。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由
(保険料の減免)

第12条 管理者は、保険料を徴収されるべき者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合で、その者からその保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、その者の申請により、その保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払い日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めたときは、申請書の提出期限後においても保険料の減免の申請を行うことができる。

- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
- (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収

対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第13条 第1号被保険者は、毎年度4月15日まで（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、第1号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のうち市町村民税の課税者の有無その他管理者が必要と認める事項を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項ただし書（同法附則第35条の2の4第2項の規程により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者（同法第317条の2第1項ただし書において条例で定める者とされている場合を除く。）である場合においては、この限りでない。

(過料)

第14条 組合は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第15条 組合は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第16条 組合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第17条 組合は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第18条 前4条の過料の納期限は、納入通知書の発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第10条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の一関地方広域連合介護保険条例（平成12年一関地方広域連合条例第2号）又は組合で共同処理する前の藤沢町介護保険条例（平成12年藤沢町条例第11号）若しくは合併後一関市において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第3条の規定により引き続き施行されている大東町介護保険条例（平成12年大東町条例第2号）、千厩町介護保険条例（平成12年千厩町条例第15号）、東山町介護保険条例（平成12年東山町条例第7号）、川崎村介護保険条例（平成12年川崎村条例第12号）若しくは室根村介護保険条例（平成12年室根村条例第8号）の規定（以下「施行日前の条例の規定」という。）によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

(過年度保険料に関する経過措置)

第4条 施行日以後において、施行日前の条例の規定により課すべきであった保険料の額は、施行日前の条例の保険料の額に関する相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 施行日の前日において、施行日前の条例の規定により罰則の適用を受けた者につ

いては、この条例の規定により処分を受けたものとみなしその期間は通算する。

(平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率の特例)

第6条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号。以下この条において「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第5条の規定にかかわらず、附則別表第1に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

2 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第5条の規定にかかわらず、附則別表第2に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

3 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号又は第6号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成20年度の保険料率は、第5条の規定にかかわらず、附則別表第3に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各欄に定める額とする。

(介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間を行わず、平成27年10月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間を行わず、平成28年4月1日から行うものとする。

(平成29年度における保険料率の特例)

第8条 平成29年度における保険料率は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 31,100円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 40,500円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 46,700円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 56,100円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 62,300円
- (6) 次のいずれかに該当する者 74,800円

ア 合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 81,000円

ア 合計所得金額が120万円以上190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 93,400円

ア 合計所得金額が190万円以上290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 99,700円

ア 合計所得金額が290万円以上400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 109,000円

ア 合計所得金額が400万円以上600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1

号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 124,600円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,000円とする。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第5条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附則別表第1（附則第6条関係） 平成18年度保険料率

区分	第1号被保険者の区分	額
第5条第4号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	27,700円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	32,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	34,800円

第5条第5号 に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下この表において「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	31,500円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	35,700円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	38,200円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第4号に該当するもの	45,300円

附則別表第2（附則第6条関係） 平成19年度保険料率

区分	第1号被保険者の区分	額
第5条第4号 に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	34,800円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	37,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	38,200円
第5条第5号	世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部	42,000円

に該当する者	を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6号第4項の適用を受けるもの（以下この表において「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	44,000円
	その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	45,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第4号に該当するもの	48,700円

附則別表第3（附則第6条関係） 平成20年度保険料率

区分	第1号被保険者の区分	額
第5条第4号に該当する者	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	34,800円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	37,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	38,200円
第5条第5号に該	世帯の世帯主及びすべての世帯員（平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この	42,000円

当する者	表において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第1号に該当するもの	
	世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第2号に該当するもの	44,000円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第3号に該当するもの	45,300円
	世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第5条第4号に該当するもの	48,700円

附 則 (平成20年2月19日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日条例第2号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)

第3条 令附則第11条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、新条例第5条の規定にかかわらず、42,800円とする。

第4条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、新条例第5条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第5条第1号に掲げる者 23,500円
- (2) 新条例第5条第2号に掲げる者 23,500円

- (3) 新条例第5条第3号に掲げる者 35,200円
- (4) 新条例第5条第4号に掲げる者 46,900円
- (5) 新条例第5条第5号に掲げる者 53,900円
- (6) 新条例第5条第6号に掲げる者 58,600円
- (7) 新条例第5条第7号に掲げる者 70,400円
- (8) 令附則第11条第1項及び第2項に規定する者 42,200円

附 則（平成24年3月23日条例第3号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成24年度以降の年度分の保険料について適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例）

第3条 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条の規定にかかわらず、37,400円とする。

第4条 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、新条例第5条の規定にかかわらず、51,800円とする。

附 則（平成25年7月30日条例第6号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（延滞金に関する経過措置）

第2条 改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例附則第2条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月24日条例第4号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例

による。

附 則（平成27年6月3日条例第7号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の一関地区広域行政組合介護保険条例の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年5月20日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に任命された介護認定審査会の委員の任期は、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月24日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（保険料に関する経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

3 改正後の第16条の規定は、この条例の施行後にした行為に対する過料について適用し、この条例の施行前にした行為に対する過料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月5日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日条例第2号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（令和2年6月30日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和3年3月23日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月19日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。